

農政をめぐる情勢について

令和元年7月

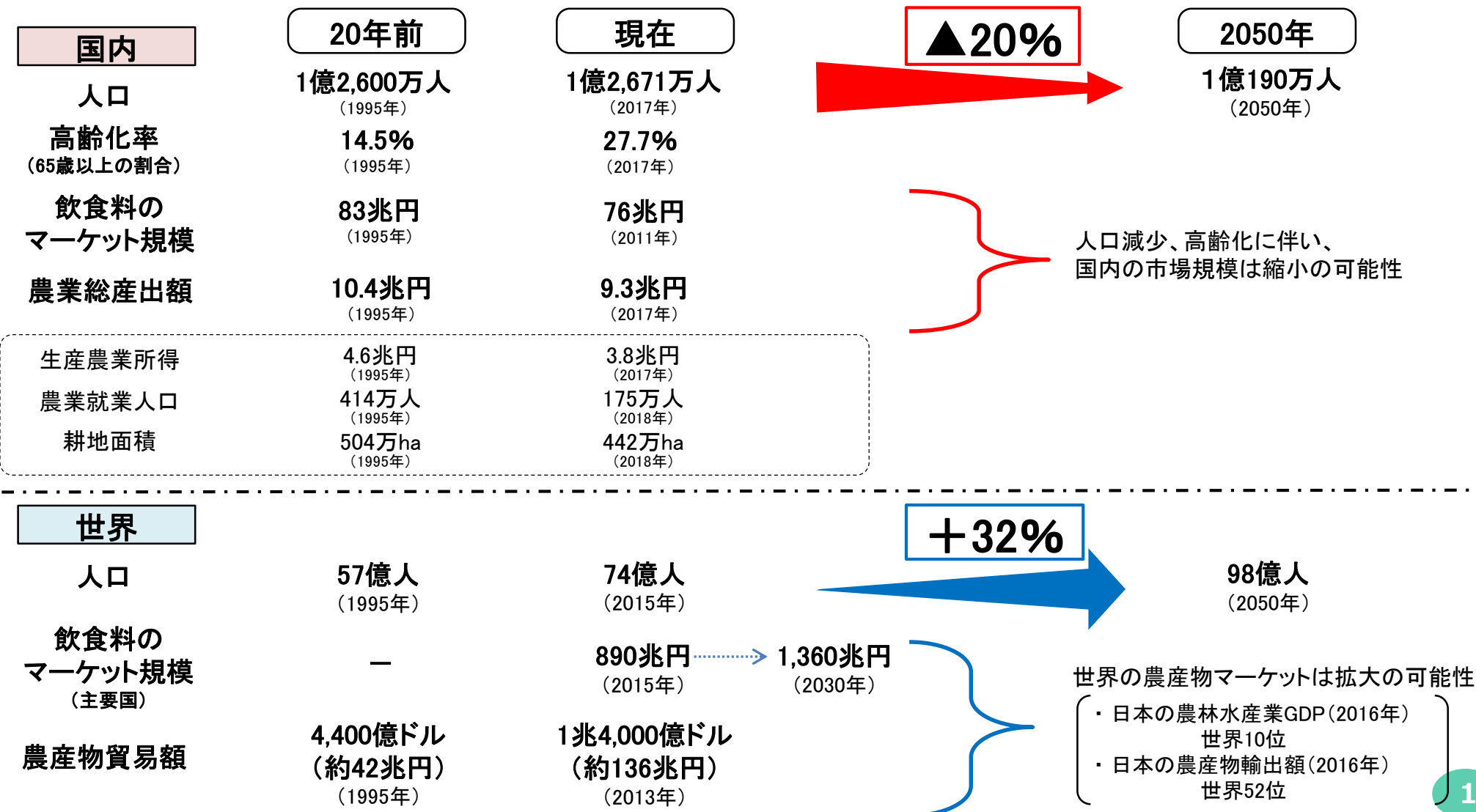
MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

農政を取り巻く状況の変化

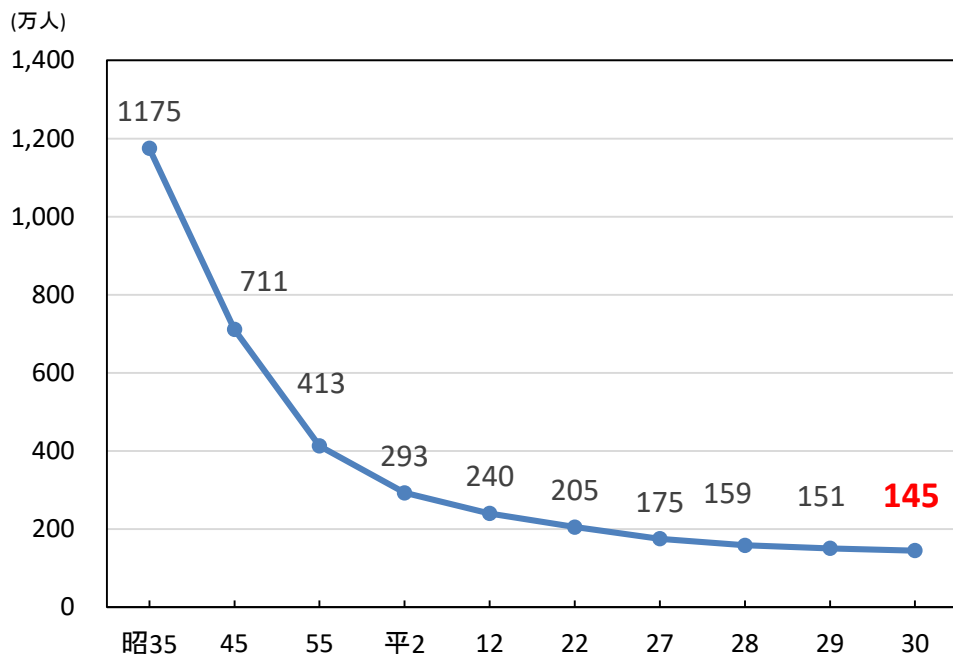
- 人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模は減少の可能性。一方、世界の農産物マーケットは拡大する可能性。
- 国内外のマーケットの変化にかんがみれば、農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築が急務。



担い手の減少と高齢化

- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者数は年々減少し、平成30年で145万人で、平均年齢は66.6歳。
- 今後、昭和一桁世代のリタイヤや若い人材の他産業との獲得競争の激化等により、基幹的農業従事者数は大幅に減少する見込み。

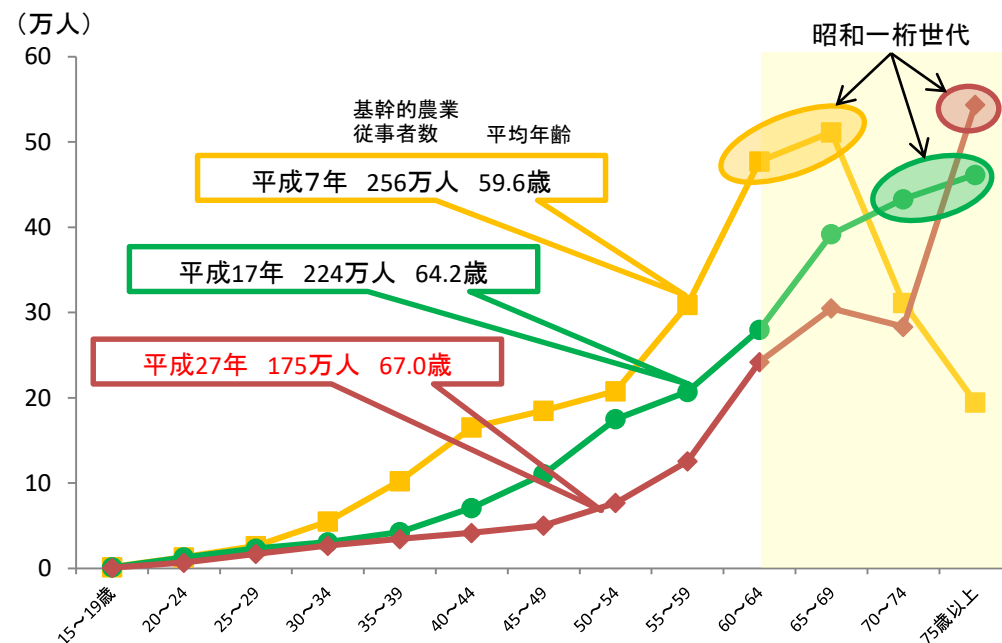
○基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

基幹的農業従事者：販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。（家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。）

○基幹的農業従事者の年齢構成

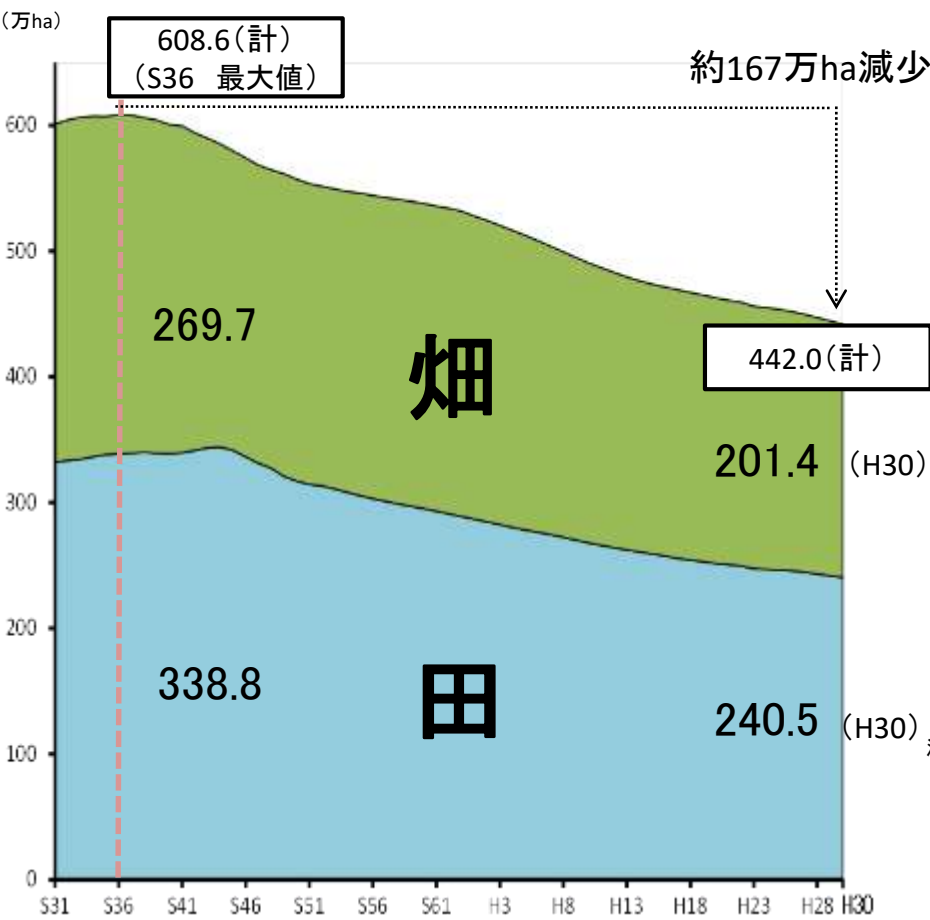


資料：農林水産省「農林業センサス」

耕地面積と荒廃農地面積の推移

- 農地面積は、主に荒廃農地の発生や宅地等への転用等により、農地面積が最大であった昭和36年に比べて、約167万ha減少。
- 荒廃農地は平成29年には28.3万 haであり、そのうち再生利用可能なものが9.2万 ha、再生利用困難なものが19.0万 ha。荒廃農地の発生防止及び解消に向けた取組が引き続き必要。

○農地面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○荒廃農地面積の推移

(単位：万ha)

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地 (A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 (B分類)
平成20年	28.4	14.9	13.5
平成21年	28.7	15.1	13.7
平成22年	29.2	14.8	14.4
平成23年	27.8	14.8	13.0
平成24年	27.2	14.7	12.5
平成25年	27.3	13.8	13.5
平成26年	27.6	13.2	14.4
平成27年	28.4	12.4	16.0
平成28年	28.1	9.8	18.3
平成29年	28.3	9.2	19.0

資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

- 注：1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

農林水産業・地域の活力創造プランについて

- 農林水産業の成長産業化と農林漁業者の所得向上のため、農林水産政策改革のグランドデザインである「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業全般にわたる抜本的な改革を推進。
- 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるための政策を更に充実させ、力強く展開していく。

農林水産業・地域の活力創造プラン

(H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂、H29.12改訂、H30.6改訂、H30.11改訂)

需要フロンティアの拡大

- 農林水産物・食品の輸出促進

バリューチェーンの構築

- 6次産業化の推進
- スマート農業の推進

生産現場の強化

- 農地バンクの創設
- 米政策改革
- 農協改革

多面的機能の維持・発揮

- 農泊の推進
- ジビエの利活用の推進
- 農福連携の推進

森林・林業政策改革

- 新たな森林管理システムの構築
- 木材の生産流通構造改革

水産政策改革

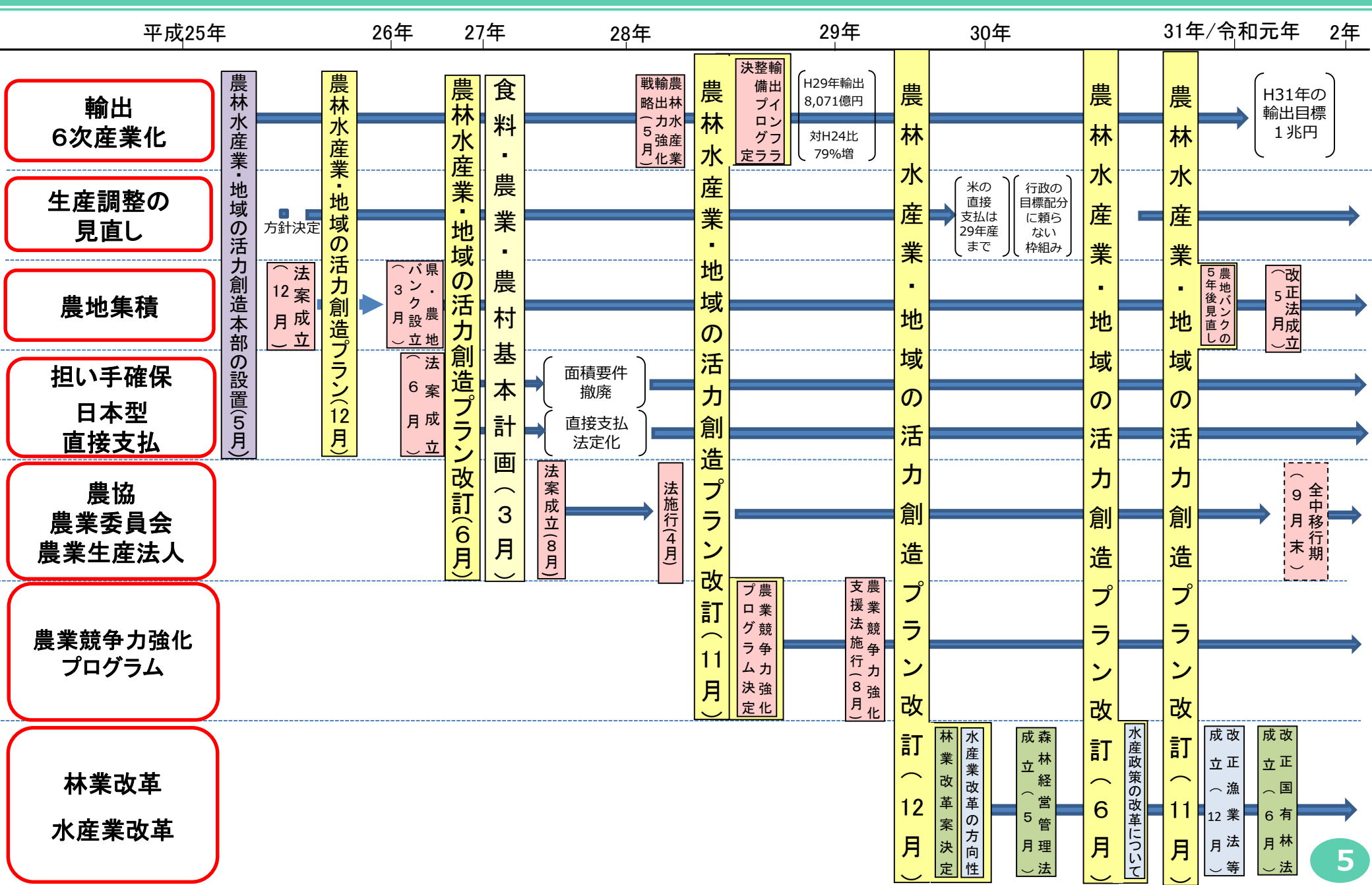
- 適切な資源管理と、生産体制の強化・構造改革の推進

東日本大震災からの復旧・復興

- 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進

強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現

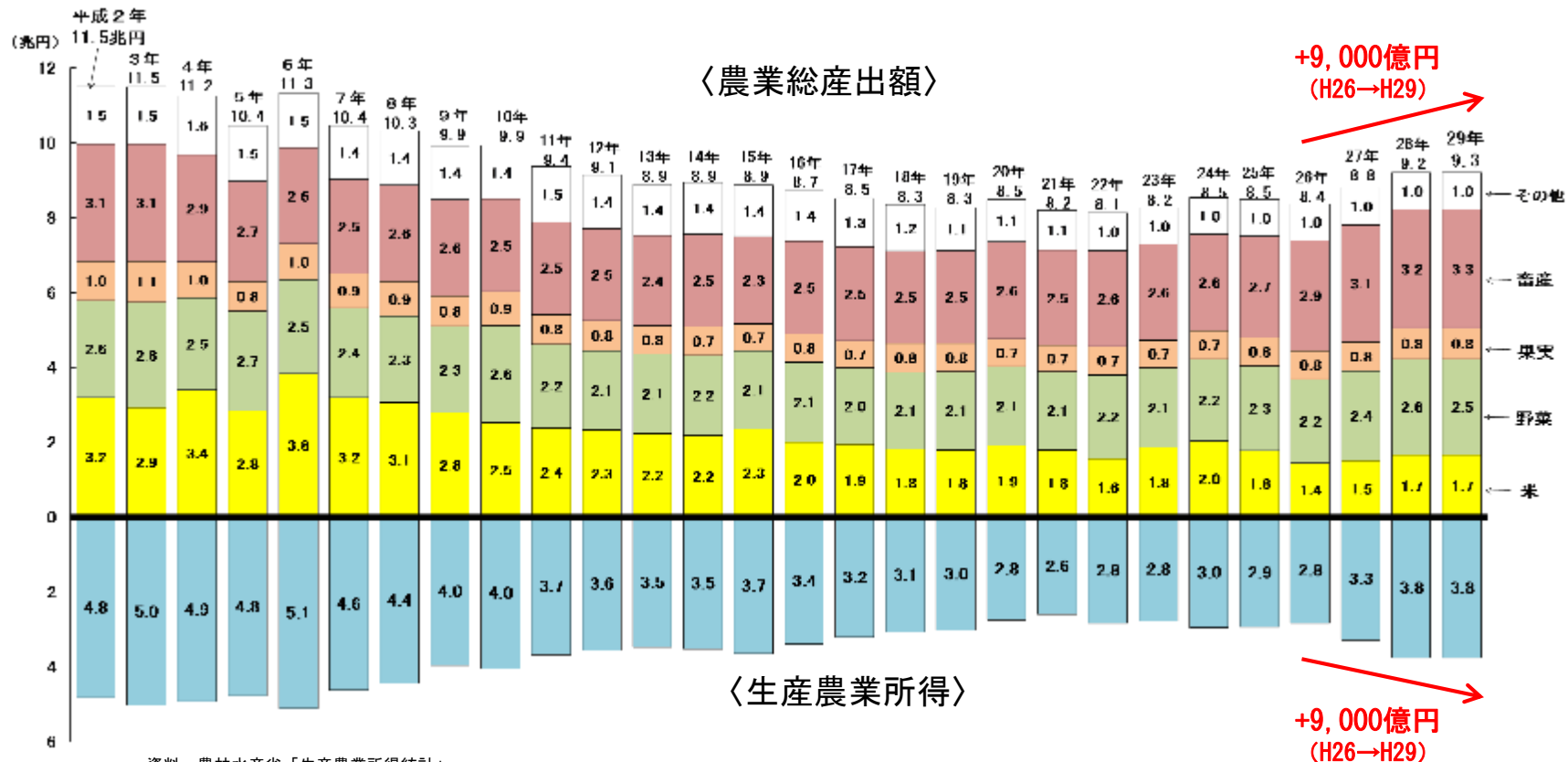
安倍内閣の農林水産政策の改革の動き



農業総産出額と生産農業所得の推移

- 農業総産出額は、米の消費の減退による生産額の減少等を主たる要因として、平成26年まで長期的に減少。平成29年は、米の需要に応じた生産の推進等から前年より約700億円増の9.3兆円(対前年0.8%増)となった。これは、過去18年間(平成12年以降)で最も高い水準。
- 生産農業所得は、農業総産出額の減少や資材価格の上昇により、平成26年まで長期的に減少してきたが、平成27年以降は、3年連続で増加。平成29年は、農業総産出額の増加により、前年より約60億円増の3.8兆円(対前年0.2%増)となった。これは、過去19年間(平成11年以降)で最も高い水準。

○我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。

注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

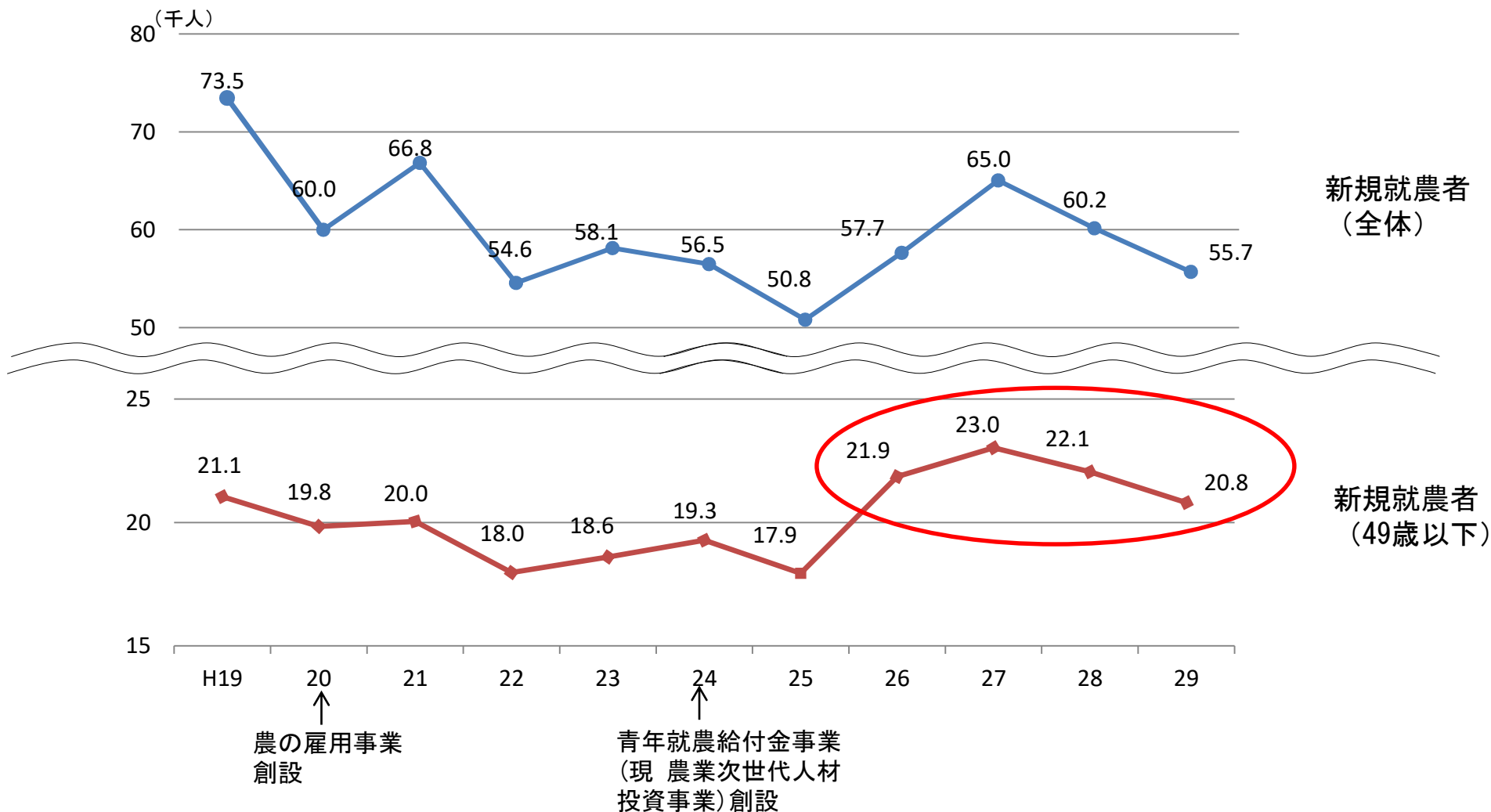
参考：農業総産出額 = $\sum$ (品目別生産量 × 品目別農家庭先販売価格)

生産農業所得 = 農業総産出額 - 物的経費(肥料、農薬、光熱動力費等) + 経常補助金

新規就農者数の推移

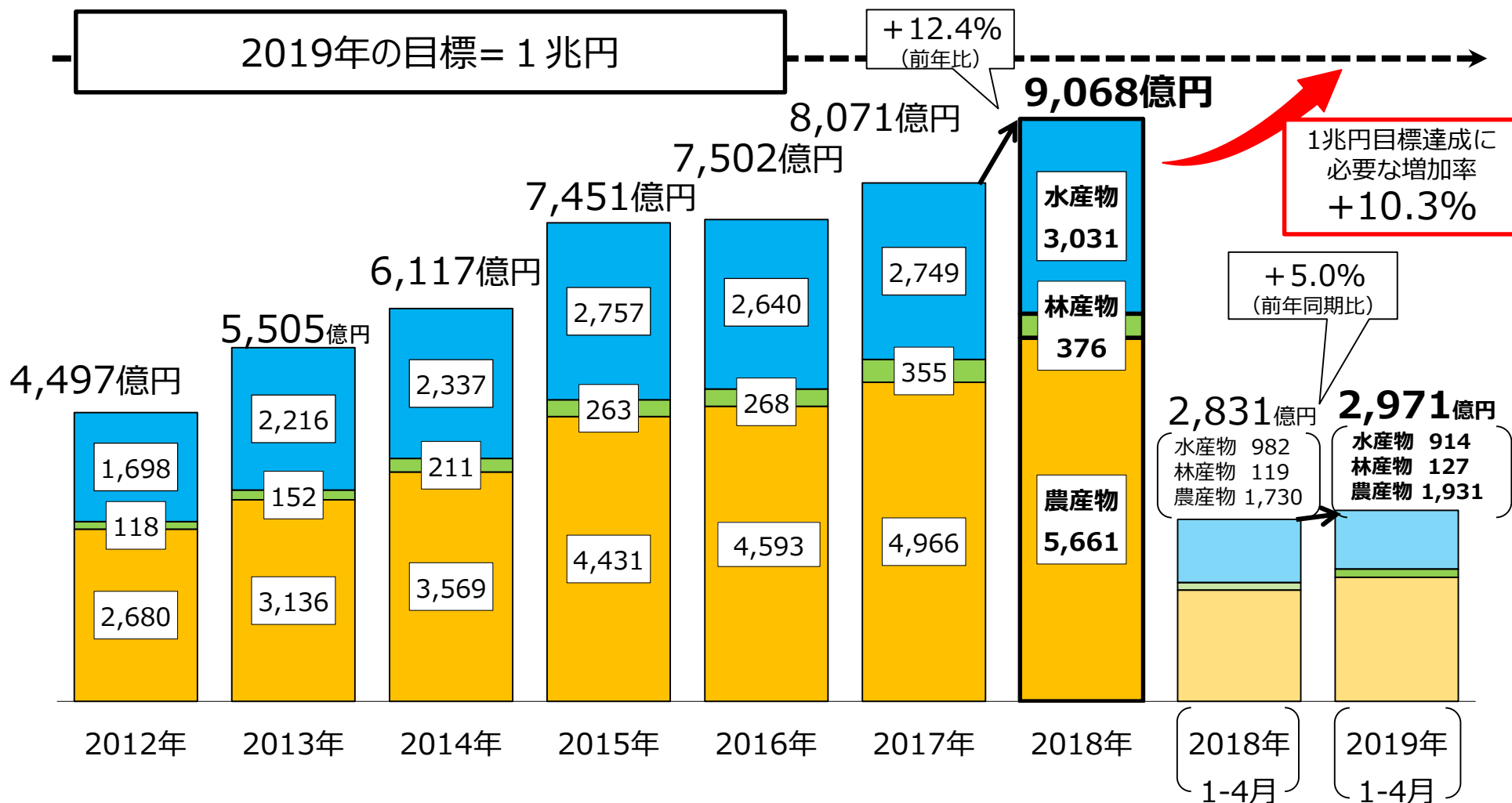
- 世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、青年層の就業者の増加が喫緊の課題。
- 49歳以下の新規就農者数は、2万760人（平成29年）で、平成26年から4年連続で2万人超。

○新規就農者数の推移



農林水産物・食品の輸出の状況

- 農林水産物・食品の輸出額は **6年連続で過去最高を更新**し、2018年の輸出額は9,068億円。
- 2019年の1兆円目標、その後の更なる輸出の拡大に向けて、**農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の推進**、**日本食海外プロモーションセンター(JFOODO)**による戦略的プロモーション、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ等を強化。



輸出拡大に向けた取組状況

- 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の推進、日本食海外プロモーションセンター(JFOODO)による高付加価値の日本ブランドの確立のための戦略的プロモーション、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ等を強化。

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）

- 登録数1,258件（4月末）
- 登録者に対し、輸出診断、マッチング等の支援。
- 海外のニーズ・規制に対応したグローバル産地づくりの計画策定支援及び、施設整備事業等の優遇措置



JFOODOによる戦略的プロモーション

- 5品目7テーマについて、対象エリアを重点化。
- 平成30年1月から新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告の展開、PRイベントの開催。

品目	エリア
米粉	米国・欧州
日本酒	欧州・米国・アジア
日本ワイン	米国・欧州・香港・シンガポール
クラフトビール	米国
水産物（ハマチ等）	アジア
和牛	アジア
緑茶	米国・欧州・中東

輸入規制の撤廃・緩和の働きかけ

- 原発事故に伴う諸外国・地域への輸入規制は、54の国・地域のうち、31の国・地域で撤廃、23の国・地域で継続。

【原発事故による輸入規制の最近の完全撤廃の状況】

トルコ（2018年2月）	ニューカレドニア（2018年7月）、
ブラジル（2018年8月）	オマーン（2018年12月）、
バーレーン（2019年3月）	

【動植物検疫の輸出解禁の実績（2018年度以降）】

動物検疫

豪州 牛肉（2018年5月）
台湾 殻付き卵・卵製品
（2018年10月）
アルゼンチン 牛肉（2018年6月）
米国 殻付き卵（2018年10月）
韓国 殻付き卵（2018年11月）
ウルグアイ 牛肉（2018年11月）
EU 殻付き卵、卵製品
（2019年2月）
EU 乳、乳製品（2019年3月）

植物検疫

中国 精米（2018年5月）
（精米工場及びくん蒸倉庫の追加）
ベトナム 玄米（2018年5月）
カナダ りんご（2018年6月）
（袋かけ又は臭化メチルクン蒸に代わる
検疫措置の追加）
タイ かんきつ類（2018年8月）
（福岡県内生産地域の追加）
ペルー なし（2018年9月）

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応強化策

- 政府一体となって輸入規制対応にスピード感をもって取り組む体制を構築する。

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（議長：官房長官）

- 基本的な政策の方向性の決定（戦略的な輸出拡大の推進等）
- 輸入国規制の対応等のための「工程表」の決定

法制度化を含め
検討

農林水産物・食品輸出促進を担う司令塔組織（創設）

- ① 農林水産省に新たな組織を設置し、**関係省庁の総合調整**を行う
- ② **国際交渉、国内体制整備を一元化**
- ③ 「工程表」の進行を管理

農林水産省

- ① **国際交渉の一元的実施**
- ② 新たに、規制対応のための**国際交渉や審査等の業務を自ら実施**
- ③ **申請相談等の窓口を農林水産省に一元化**し、関係省庁の審査や事業者の支援等を一体的に実施
- ④ **国・地方自治体・事業者の連携**を促進
- ⑤ **民間の登録検査機関の仕組み**を導入し、国・地方の検査を加速

政府の司令塔機能として上記の機能を果たす組織を新設

厚生労働省

食品衛生の担当として

- ① 一元的な**国際交渉に参加**
- ② **施設の認定等を農林水産省とチームを組んで実施**

遅滞なく業務を推進するため**体制を強化**

農林水産省と
チームを組んで
実施

国と地方で輸入規制対応をスピードアップし輸出を拡大

農地中間管理機構について

目 標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**（農地の集積・集約化でコスト削減）

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク）
（都道府県に1つ）

出
し
手

借受け

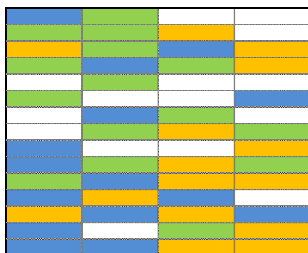
- ① **地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け**
- ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、**基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して、貸付け**
- ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理
- ④ 農地中間管理機構は、その**業務の一部を市町村等に委託**し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進

貸付け

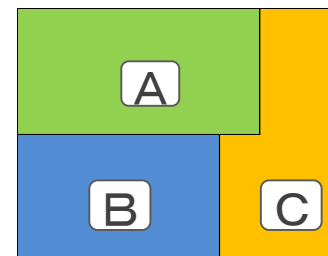
受
け
手

農地の集約（イメージ）

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用

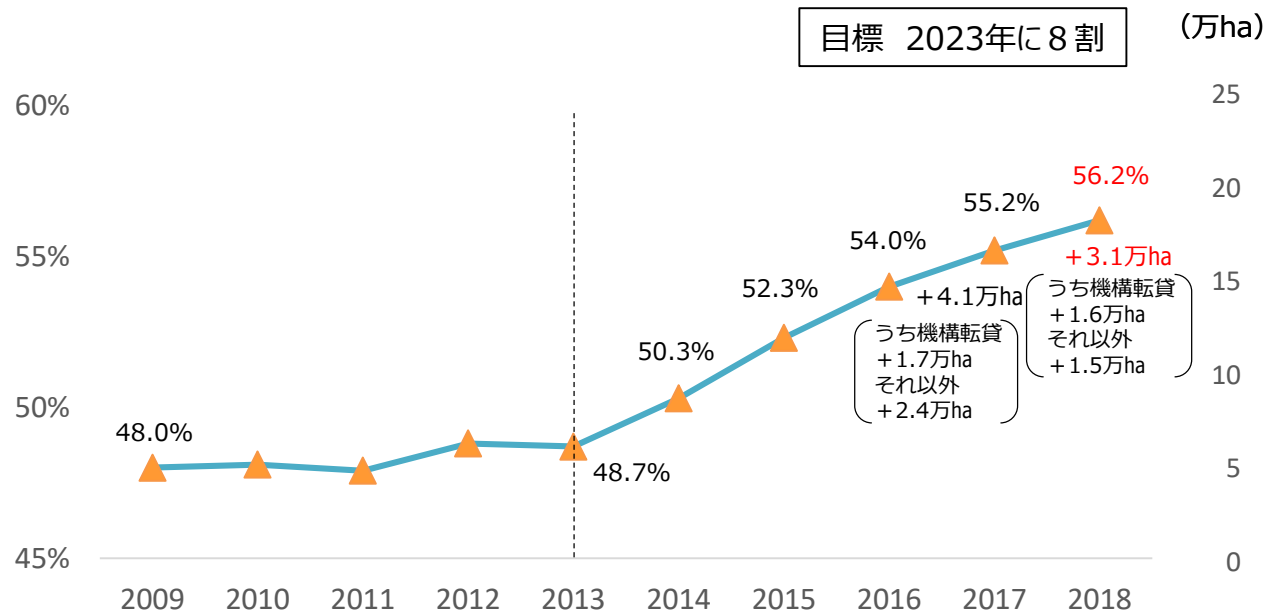


農地の集積・集約化でコスト削減

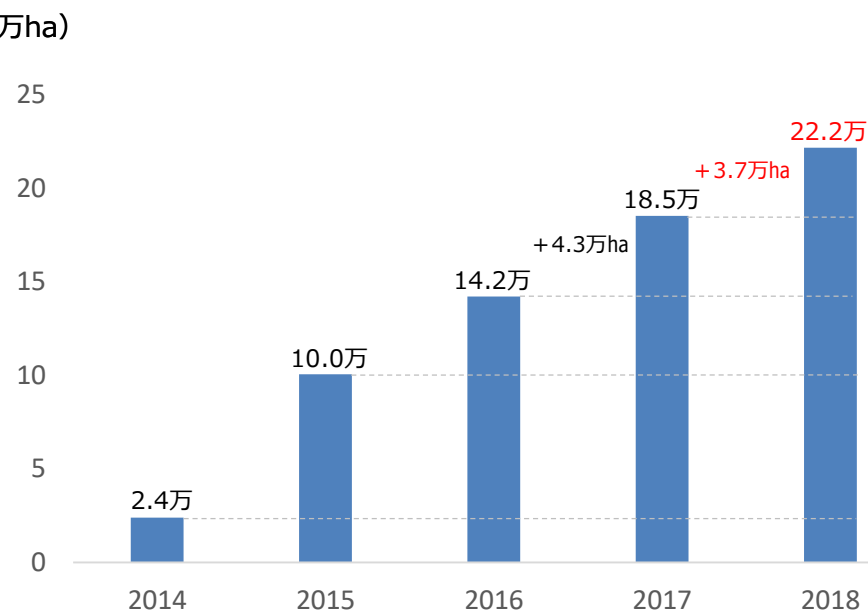
担い手への農地集積の状況

- 農地バンクは、農地の分散状態を解消し、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、2014年に創設。
- 2014年以降、担い手への農地の集積面積は、再び上昇に転じ、**2018年度は3.1万ha増加し、そのシェアは56.2%**となった。

○ 全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



○ 農地バンクの取扱実績（累積転貸面積）



対応方針

- 2023年の目標（担い手のシェア8割）達成のためには、更に集積・集約化の加速化を図る必要。
- 第198回国会で成立した施行5年後見直しに即し、
 - ① 地域の関係者が一体となった人・農地プラン（地域農業の将来の設計図）の実質化
 - ② 農地バンクの手続簡素化や農地の集積・集約化を支援する体制の統合・一体化
 - ③ 中山間地域における対応の強化を進める。

農業新技術の現場実装推進プログラム

- ICTやロボット技術、AI等の先端技術は、意欲ある農業者が自らの経営戦略を実現し、競争力を向上するための強力なツールになることが期待されるとともに、熟練農業者の技術の伝承など、地域農業の次世代への継承にも資するものであり、生産現場への導入は待ったなしの課題。
- 本プログラムは、農業者や企業、研究機関、行政などの関係者が、共通認識を持って連携しながら、開発から普及に至る取組を効果的に進め、農業現場への新技術の実装を加速化し、農業経営の改善を実現することを目的として策定。

<プログラムの内容（抜粋）>

① 農業経営の将来像

新技術の導入によって実現することが期待される先進的な農業経営の姿を、営農類型(※)毎に具体的に示す。

・水田作 平場

将来像：新技術をフル活用し、超大規模・超低コスト輸出用米生産を実現

新技術の効果(10a当たり)

- ・ 労働時間を約50%削減
- ・ 経営コストを約20%削減/60kg
- ・ 単収を約15%向上

新技術導入後の経営モデル

法人経営（常勤18名(うち雇用12名)、臨時雇用4名)

計300ha（うち輸出用米150ha）

主な導入技術



ロボットトラクター
(遠隔監視複数台)



自動水管理システム

・露地野菜

将来像：効率的な複数品目管理により、省力化と規模拡大を実現

新技術の効果（10a当たり）

- ・ 労働時間を約30%削減
- ・ 単収を約15%向上

新技術導入後の経営モデル

家族経営（2名、臨時雇用8名）

計6.7ha(だいこん2.7ha、キャベツ1.7ha、
メロン0.6ha、すいか1.0ha、かぼちゃ0.8ha)

主な導入技術



ドローンによる
センシング・農業散布等



全自動キャベツ
収穫機

・水田作 中山間

将来像：新技術の活用により中山間地域の農地維持を実現

新技術の効果（10a当たり）

- ・ 労働時間を約35%削減
- ・ 経営コストを約5%削減/60kg
- ・ 単収を約15%向上

新技術導入後の経営モデル

集落営農（構成員16名（うち主たる従事者2名））

計30ha(米20ha、小麦5ha、大豆5ha)

主な導入技術



リモコン式草刈機



小型汎用コンバイン

・酪農(北海道)

将来像：機械の能力を最大限発揮できる規模拡大を実現

新技術の効果

- ・ 労働時間を約15%削減
(うち搾乳・飼養管理時間を約70%削減)
- ・ 飼養頭数を増頭

新技術導入後の経営モデル

法人経営（常勤4名、臨時雇用5～6名）

経営牛500頭

主な導入技術



発情発見システム



搾乳ロボット（ローラー型）

※8営農類型22事例〔①水田作(平場・中山間、法人・家族・集落営農)、②畑作、③露地野菜、④施設園芸、⑤花き、⑥茶、⑦果樹、⑧畜産(酪農(北海道・都府県)、肉用牛等)〕

② 各技術のロードマップ

ICTやAI等を用いた先端技術毎に、開発等の現状や課題を整理し、普及に向けた今後の見通しを示す。

○ ドローン（農薬散布）

【技術開発と普及の現状】

- ・ 27,346haで散布※
- ・ AIで病害虫を検知し、ピンポイント散布する技術が実証中 等

※ H30.12末 速報値（延べ面積）



農薬散布（面散布）



ピンポイント散布

【タイムライン】



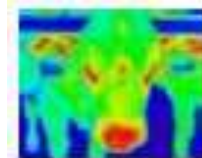
○ 家畜の個体センシング

【技術開発と普及の現状】

- ・ 各種センサーで、牛の健康や繁殖管理等を行うシステムが市販化、普及
- ・ より正確な行動解析技術が開発中 等



乳用牛に装着された動作センサー



赤外線カメラ画像の解析による非接触センシング

【タイムライン】



【普及に向けた課題】

- ・ 生体へのセンサー装着方法の改良
- ・ データ蓄積による精度向上 等

③ 技術実装の推進方策

新技術を農業現場に実装するために推進すべき施策や取組を5つの方策に整理して示す。

農業者の取組段階に応じた方策

① 農業新技術を知る

○ 就農前から学べる環境づくり

- ・ 農業大学校・農業高校で新技術に関する授業の展開 等

○ 知りたい・学びたいときにすぐ最新情報を入手できる環境づくり

- ・ 現場で農業者が新技術に関する情報を入手することが可能となる情報発信
- ・ ICTベンダー等と交流するマッチングの各地での開催 等

② 農業新技術を試す

○ 自分に合った新技術がすぐ分かる環境づくり

- ・ 実際に稼働する新技術の体験できる、スマート農業実証ほ場の整備
- ・ 新技術を取り入れた新たな営農体系について、農業者とICTベンダー等と一緒に検証・構築 等

③ 農業新技術を導入する

○ 新技術をフル活用する環境づくり

- ・ 新技術やデータに基づく営農手法に関する相談窓口の開設
- ・ 新技術を取り入れた持続的な生産体制への転換 等

○ 新技術の新たな導入システムの創出等による低コスト化に向けた環境づくり

- ・ ICTベンダー等の農業分野への参入促進
- ・ 農機のシェアリング・共同利用等による新技術の低コスト化 等

新技術の実装を促進する基盤づくり・技術開発

④ 実践環境の整備

○ 新技術の活用効果を高める農業・農村の基盤づくり

- ・ 新技術に対応した農業農村整備の推進

○ 農業ビッグデータの利活用による新たな農業支援ビジネスの創生

- ・ ビッグデータを活用した民間事業者によるICTサービスの開発・提供の推進
- ・ 官民データの連携による新ビジネスの創生・農業者の利便性向上の推進 等

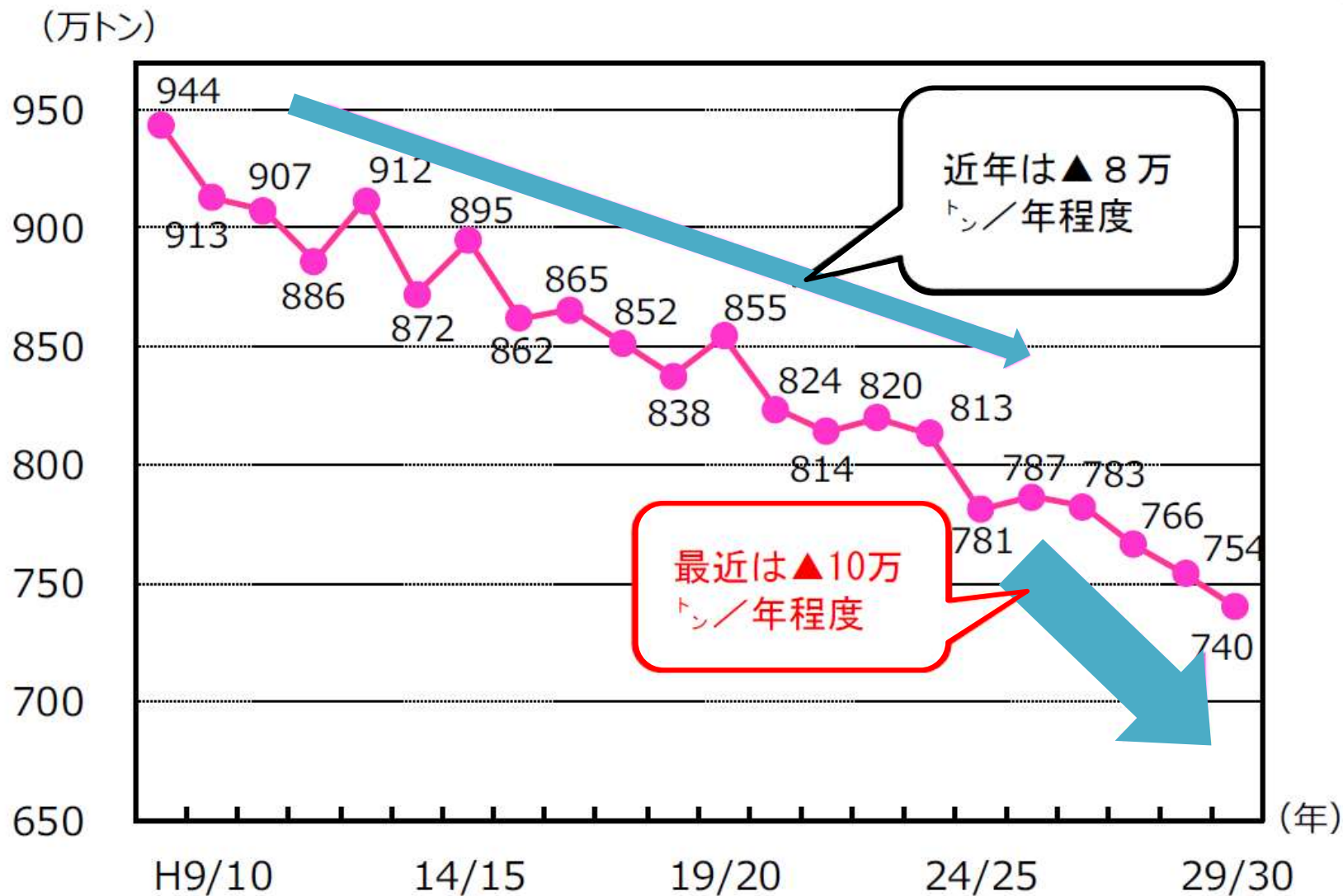
⑤ 新技術の発展

○ 産学官が集結した農業新技術の開発・改良

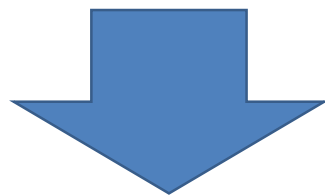
- ・ 農業者・民間企業・大学・研究機関等のチームによる新技術の開発・改良
- ・ 研究人材・資本の効果的活用による先端技術研究の加速化

- ・ 安全を確保する農業機械の自動走行技術等の開発の推進
- ・ 技術発展に応じた制度的課題への対応 等

米政策改革 主食用米の需要量の推移



需要が減り続ける主食用米偏重ではなく、
飼料用米、麦、大豆など需要のある作物の生産を振興し、
意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択する状況を実現する



◆行政による生産数量目標の配分

◆米の直接支払交付金

全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。（10a当たり15,000円（平成26年産から7,500円に削減））



平成30年産から廃止

◆畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件格差から生ずる不利（コスト割れ）を補正。（麦、大豆等の畑作物が対象）

◆米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

生産者の抛出を伴うセーフティネットとして、収入の減少の影響を緩和（基準収入から下がった分の9割を補填）。



平成30年産以降も継続して実施

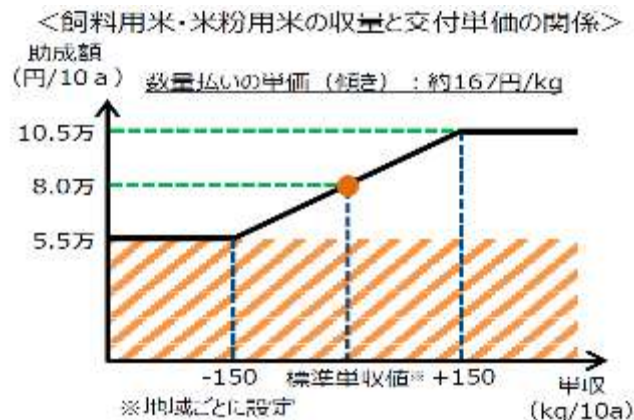
米政策改革

水田活用の直接支払交付金(平成31年度予算321,500百万円)

戦略作物助成

○水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 5.5～10.5万円/10a



産地交付金

○地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援
○取組に応じた配分を都道府県に対して実施

対象作物等	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ	2.0万円/10a
新市場開拓用米		
畑地化	交付対象水田から除外	10.5万円/10a

・上記のほか、以下の取組に応じて配分。

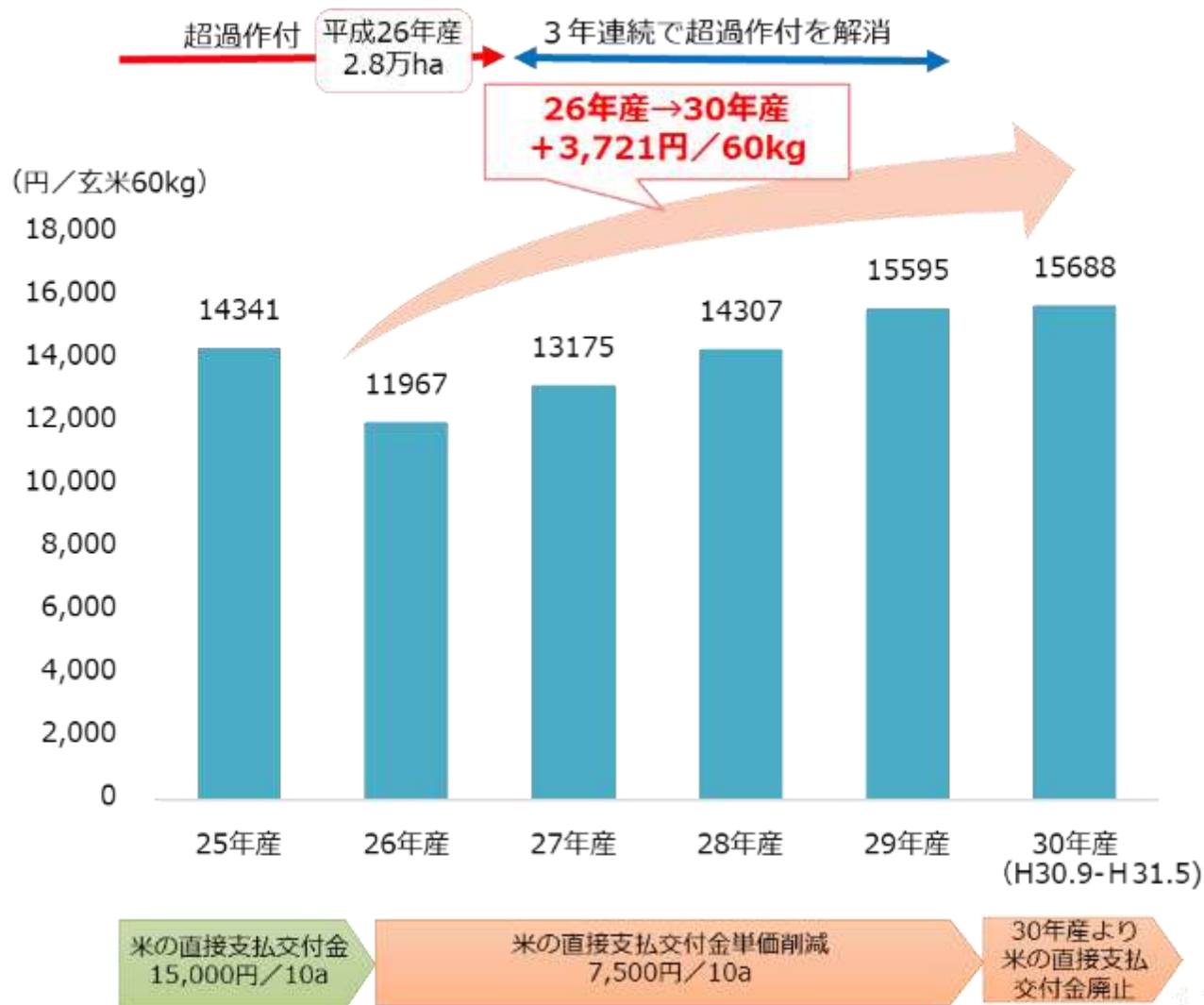
- ①転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)
- ②31年度緊急転換加算 (5千円/10a)
- ③高収益作物等※拡大加算 (2万円/10a)

※高収益作物(園芸作物等)、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

米政策改革

米の相対取引価格の推移

○ 相対取引価格の推移（税込）（全銘柄年産平均価格）



日本型直接支払制度

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受。一方、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し。

多面的機能支払

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

【支援対象】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

【支援対象】

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

◎単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ＜共同活動＞	③資源向上支払 ＜長寿命化＞	①農地維持支払	②資源向上支払 ＜共同活動＞	③資源向上支払 ＜長寿命化＞
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

【5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】

※②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払併せて取り組むことが必要

※①、②と併せて③の長寿命化に取り組む地域は、②に75%単価を適用

中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を支援



中山間地域

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価円/10a
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)



カバークロップ



有機農業

◆地域特認取組

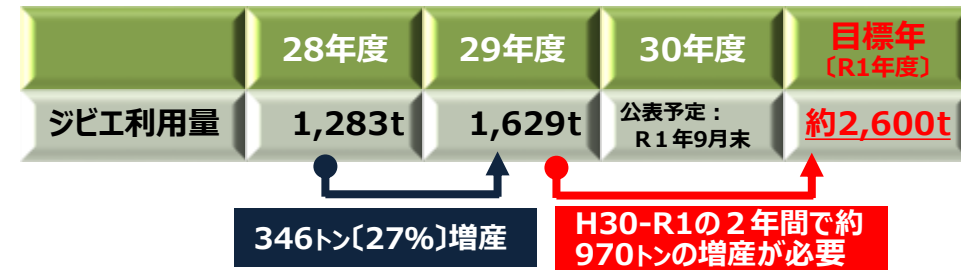
取組内容や交付単価は、都道府県により異なる

ジビエ利用拡大に向けた取組

- **令和元年度に平成28年度のジビエ利用量（1,283トン）を倍増**させる目標に対して、平成29年度のジビエ利用量は1,629トン。
- 目標達成に向け、**モデル地区の取組の横展開**を進めるとともに、**国産ジビエ認証制度の普及**、**ジビエハンターの育成**等の他、**ICTを活用した産地情報のネットワーク化**等を実施。

1. 野生鳥獣のジビエ利用量の目標と現状

- **ジビエ利用量を平成31年度（令和元年度）に倍増させる目標**を「第21回農林水産業・地域の活力創造本部(平成29年5月23日)」において報告
- **平成29年度のジビエ利用量は1,629トン**であり、基準年である**平成28年度の1,283トンから27%増加**



2. 目標達成に向けた取組状況〔令和元年5月末時点〕

- **捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながったモデル地区**を鳥獣対策交付金により整備
- 基幹的施設〔年間処理頭数300頭以上〕を中心に**農水省職員が直接訪問し課題を聴取**
- **国産ジビエ認証制度を普及**（5施設を認証し、3施設を審査中）
- **ジビエ需要拡大プロモーション**を実施（ジビエフェア参加延べ1,310店舗）



3. 目標達成に向けた今後の対応〔令和元年度以降〕

- ジビエ利用**モデル地区の取組を横展開**
- 認証機関による研修、制度のPRによる**国産ジビエ認証制度の普及**
- ジビエ利用に必要な技術を習得した**ジビエハンターの育成、食肉処理施設のスキルアップ**
- ICTを活用したスマート捕獲等の推進や利用者向け**産地情報のネットワーク化**
- ジビエ需要拡大のプロモーション強化のため、**ジビエフェアの拡大**（地方開催のフェアと連携してジビエシーズンに開催）



農泊地区創設等に向けた取組

- 活力創造プランに基づき、これまでに**累計465地区**を採択。引き続き計画的に採択し、**今年度中に累計500地区への支援**を実施。
- 「農泊推進のあり方検討会」での検討結果をふまえ、今後は、農家民宿や古民家など、**利用者がイメージする「農泊」らしい宿泊施設の充実**や、**農業体験をはじめとしたコンテンツの充実**、**インバウンドの受入環境の整備**などを進め、農泊地域の質を向上。

1. 農泊における宿泊、食事、体験の位置づけ

- 「農泊」は何らかの形で「**宿泊**」、「**食事**」、「**体験プログラム**」を提供できる形を備えていることを必須としており、利用者がイメージする「農泊」らしい地域が少ない状況。
- 今後は、特に**農林水産資源を有効に活用し、農泊らしい宿泊、食事、体験の提供ができる農泊地域を増加させる必要**。

2. 農泊の現状

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月29日）」において、**令和2年（2020年）までに「持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設」**と位置づけ。
- **これまでに累計465地区**を採択し、引き続き計画的に採択を行い、目標達成に向け、**今年度中に累計500地区への支援**を行う考え。

3. 今後の対応〔令和元年度以降〕＜「農泊推進のあり方検討会」での検討結果＞

① コンテンツの質の向上・量の拡大

利用者がイメージする
「農泊」らしい**宿泊施設の充実**

- ・ 農家民宿や古民家等の整備
- ・ 農家民泊の農家民宿へ再整備

農泊コンテンツの充実

- ・ 農林水産資源を活用した農業体験
- ・ 地元食材を使った料理メニューなどを開発

② 利用者の利便性向上

利用者の利便性の向上と情報発信

- ・ 宿泊施設等のインターネット予約について、**民間の代行サービス等の活用**
- ・ **ポータルサイトを充実し、宿泊、食事、体験のより詳細かつ正確な情報発信**
- ・ **デジタルマーケティング手法を活用した効果的なプロモーションを実施し、海外向け情報発信はJ N T Oに一元化**。

③ 農泊推進体制の強化

地域の自立を促す人材育成、
専門家等人的資源の投入

- ・ 経営能力の向上に向けた研修の開催
- ・ 農泊実践地域が抱える様々な課題に対応した専門家の現地への派遣
- ・ 地域内の若者や、地域に居住する外国人などの活用を推進

農泊における宿泊、食事、体験の位置づけ



農福連携等推進ビジョン

- 農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、**農業経営の発展**とともに、**障害者の自信や生きがい**を創出し、**社会参画を実現**する取組。
- 農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくに当たって、**官民を挙げて取組を推進**するため、農福連携等推進会議において、**農福連携等推進ビジョン**を策定。

<農福連携等推進ビジョンの構成>

I 農福連携等の推進に向けて

II 農福連携を推進するための3つのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を今後5年で新たに3,000創出※

1 認知度の向上

農業者等への働きかけや国民全体への理解促進に向けた取組を実施

2 取組の促進

農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者がより農福連携に取り組みやすくなるための環境整備等を推進

3 取組の輪の拡大

地域において農福連携が定着するよう、経済界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として推進

III 「農」「福」連携の広がりへの展開

<主な取組事項>

認知度の向上

取組の促進

取組の輪の拡大

● 農福連携のメリットの発信

・データ分析でメリットを客観的に提示、優良事例の発信

● 戦略的プロモーションの展開

● 農福連携の取り組む機会の拡大

・スタートアップマニュアル作成、お試しノウフクの仕組み構築

● ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

・マッチングの仕組み構築、コーディネーターの育成・普及

● 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

・農業版ジョブコーチの仕組み構築、スマート農業等の技術の活用

● 農福連携に取り組む経営の発展

・農福連携を行う農業経営体の経営発展を目指す取組の推進
・農福連携の特徴を活かした6次産業化の推進

● 国民的運動を展開するための基盤の形成

・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置
・「ノウフク・アワード」による優良事例の表彰・横展開 等

● 関係団体等での横展開等の推進

今後、**ユニバーサルな取組**として、様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、**地域共生社会の実現**へ

農福連携の取組事例

- 農福連携（農業と福祉の連携）は、**障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組**であり、近年各地で、**農業経営体が障害者を雇用する取組**や**障害者就労施設が農業参入する取組**など、様々な形での取組が見られるところ。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株)（静岡県）

【取組の内容】

- 平成8年より毎年1名以上の障害者を新規雇用、障害者が配属する心耕部を立ち上げ、**障害者が働きやすい環境を整備。**
- 水耕栽培により、主にみつば、ねぎ、ちんげん菜を生産、**従業員100名中、障害者は25名（H31.4）。**



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

【取組の効果】

- 障害者視点で農作業の体制を整備した結果、作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- **障害者雇用数に比例し売上が増加（（6.2倍に拡大(H9→H30)）。**



障害特性を踏まえた作業分担

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ（北海道）

【取組の内容】

- 平成25年に地域における障害者活躍の場として設立。**障害者20名（H31.1）が、野菜生産や一次加工を実施。**
- 農業生産を核に、惣菜の製造、レストラン事業など6次産業化も実施。



障害者の雇用の場を創設



野菜の加工処理

【取組の効果】

- **利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現、レストランにおける就労訓練を通じ、一般就労が増加。**
- **平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準（H29）。**



地域食材をレストランで提供